

事後調査報告書

平成27年9月30日

広島市長 殿

事業者

住所 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号

氏名 西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 精志

電話番号 082-263-4777 (担当 広島工事務所)



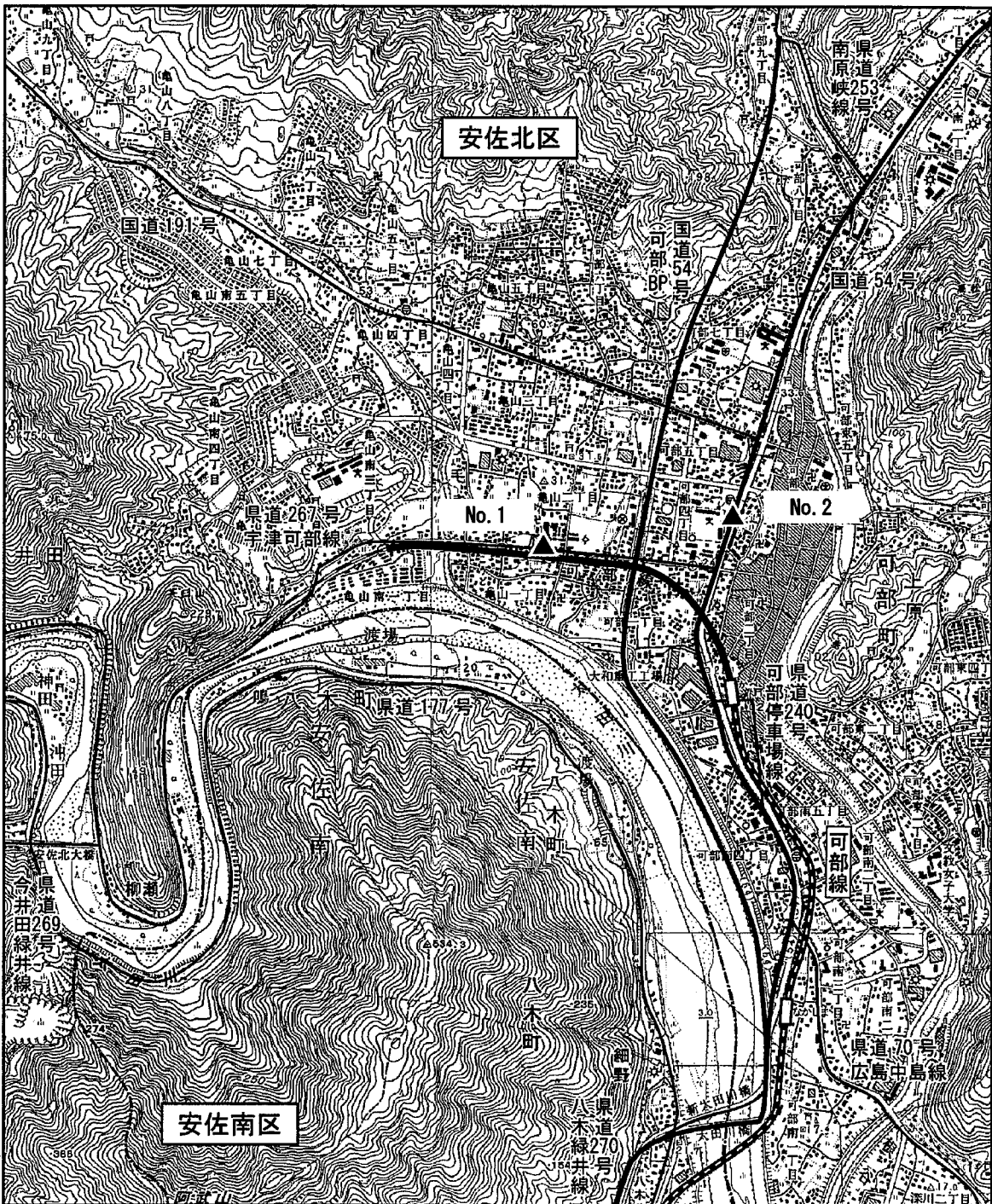
広島市環境影響評価条例第31条第3項において準用する同条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。


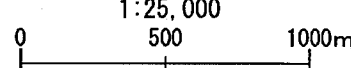
対象事業の名称	JR 可部線電化延伸事業
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙1のとおり
事後調査の結果	別紙2のとおり
環境の保全のために講じた措置	別紙3のとおり、環境影響評価書に記載している環境保全措置を適切に行いました。
その他	名称 ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 代表者 代表取締役社長 赤星 輝明 所在地 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目4番20号

工事の実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査時期・頻度	調査地点	調査方法
騒音	道路交通騒音	工事期間中 工事用車両の運行台数が最大となる時期に1回。 工事用車両が運行する時間帯(7~19時)に実施。	一般県道 267 号宇津可部線及び国道54号沿道の2箇所(図1参照)。	JIS Z 8731 に規定する方法。

注. 道路交通騒音の調査地点については、現地調査及び予測地点と同一地点とします。



<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> — 事業計画地 - - - 行政区域界 ▲ 調査地点 	<p>N</p>  <p>1:25,000</p>  <p>0 500 1000m</p>
--	---

工事の実施中における事後調査結果

工事期間中における工事車両の運行が沿道環境へ与える影響を把握するため、工事の最盛期（工事車両の運行が最大となる時期）に道路交通騒音の調査を行いました。

道路交通 No.1（一般県道 267 号宇津可部線）は、7～19 時の等価騒音レベルが 66dB であり、環境基準の 70dB を下回りました。工事前との比較では、12 時間交通量（7～19 時）が約 100 台（うち、工事車両は 16 台）増加していますが、騒音レベルは工事前と同じでした。

道路交通 No.2（国道 54 号）は、7～19 時の等価騒音レベルが 71dB であり、環境基準の 70dB を上回りました。ただし、工事前との比較では、12 時間交通量（7～19 時）が約 2,000 台減少し、騒音レベルも 1dB 低下しました。なお、交通量の減少は、国道 54 号可部バイパスの一部 4 車線化により、大型車が転移したものと考えられます。

以上の結果から、工事車両の運行による沿道環境への影響はないと考えられますが、引き続き工事車両の運行が集中しないよう工事工程を調整するなど環境影響評価書に示した環境保全措置を適切に行います。

事後調査結果

	調査地点	道路交通 No.1		道路交通 No.2	
	時刻	事後調査結果	工事前調査結果	事後調査結果	工事前調査結果
等価騒音レベル (dB)	6～7 時	—	65.4	—	73.0
	7～8 時	68.0	67.5	72.1	72.6
	8～9 時	67.2	67.0	71.2	73.4
	9～10 時	65.8	65.8	71.0	72.8
	10～11 時	65.5	66.2	70.5	72.5
	11～12 時	65.7	64.8	70.3	71.5
	12～13 時	65.0	65.0	69.8	71.4
	13～14 時	65.2	65.8	70.2	71.1
	14～15 時	65.0	65.3	70.5	70.8
	15～16 時	65.7	65.6	70.6	71.0
	16～17 時	66.0	65.2	70.1	71.0
	17～18 時	66.6	67.2	70.5	71.0
	18～19 時	66.6	67.0	70.4	70.6
	19～20 時	—	66.2	—	71.3
	20～21 時	—	64.9	—	70.7
	21～22 時	—	62.9	—	69.6
		平均値 (7～19 時)	66	66	71
	平均値 (6～22 時)	—	66	—	72
	環境基準 (昼間)	70	70	70	70
交通量 (台)	12 時間 (7～19 時)	6,439 (16)	6,388	14,736 (0)	16,752

注 1) 事後調査日時：平成 27 年 7 月 30 日 7～19 時。

工事前調査日時：工事前の平成 23 年 2 月 8 日 6～12 時、2 月 22 日 12～22 時に実施した結果。

※2 月 8 日の 12 時以降は降雨のため調査を中断し、2 月 22 日に再調査を実施。

注 2) 等価騒音レベルの平均値は、エネルギー平均値を示した。

注 3) 環境基準は昼間の時間区分 (6～22 時) の基準と比較した。

注 4) 交通量の () 内の数値は、工事車両の内数を示した。

環境保全のための措置

環境影響評価書に示した環境保全措置を以下に示します。

- ・ 改変面積の最小化を図るため、本事業は基本的に廃線敷の付け替えとします。
- ・ 工事施工ヤードは、廃線敷上を極力利用します。
- ・ 低騒音型、超低騒音型の建設機械を極力使用します。
- ・ バラストの突き固めなどでは、大型機械を使用しない工法を採用するなど、低騒音の工法を採用します。
- ・ 工事工程を調整し、建設機械や工事用車両の集中を回避します。
- ・ 騒音を伴う工事の現場作業は、準備を含め8時から17時を原則とします。
- ・ 不要な空ぶかしの回避やアイドリングストップを徹底します。
- ・ 建設機械や工事用車両の整備・点検を徹底します。
- ・ 可能な限り建設機械を家屋等から離します。
- ・ 必要に応じて、家屋等と施工区域の間に仮囲いを設置します。
- ・ 走行経路を分散させ、工事用車両が同一ルートに集中しないよう配慮します。
- ・ 可能な限り住宅密集地の走行を回避し、止むを得ず走行する場合は必要に応じて自主的な制限速度を設けます。
- ・ 事業計画地内を走行する工事用車両に対して、自主的な制限速度を設けます。
- ・ 過積載、急発進・急加速を行わない、法定速度を遵守するなどエコドライブを実施するよう指導します。
- ・ 工事関係者に対し、公共交通機関による通勤を奨励します。